



## 旅行者のための禁止品目に関する情報:

TSA(運輸保安局)は検問所を通過する禁止品目の数を減らしたいと考えており、その面で旅行者の協力を求めています。禁止品目を携帯する旅行者の大半が悪い意図でそうしているのでないことをTSAは承知しています。TSAは不注意で禁止品目を携帯している多くの乗客に罰金を課すようなことはしません。しかし禁止品目を処置するにあたり、そういう品目を携帯する旅行者にもそれ以外の旅行者にも検問所で余計な時間が費やされます。品目の中には一般旅行者にも検問所の職員にも危険が及ぶものがありますから、TSAはそういう品目を携帯する旅行者に罰金を課そうと考えています。罰金の対象となる品目には、小火器、弾薬、爆発物、ある種の危険なナイフなどが含まれます。乗客が禁止品目を巧妙に隠蔽しようと試みる場合、あるいは行動が非協力的かつ破壊的で検問手続きを妨害すると考えられる場合も、罰金が課せられるかもしれません。

## 各制裁規定

民事罰が科せられるべきであるという決定がなされた場合、個人を含む全ての「人」に違反行為毎に 10,000 ドルまでの制裁金が課せられますが、この TSA 方針命令はそのための制裁規定ガイダンスを提供します。<sup>1</sup> この制裁規定ガイダンスの目的は、TSA 職員が現在の民事罰担当当局の下に正しく罰金を課すことができるようにするためです。

### A. 検問所/安全区域/機上で発見された禁止品目に関し個人が犯す保安上の違反

適用される TSA 規制: 49 C.F.R. § 1540.111(a)

#### 1. 武器

##### a. 小火器

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| i. 充填 (又はアクセス可能な弾薬) | \$3,000 - \$7,500 |
|---------------------|-------------------|

<sup>1</sup> 事実関係及び事情次第ですが、安全要求違反の結果として、警告通知の発行あるいは修正状又は不作為状の発行などの行政処置が執られる場合もあります。



---

ii. 非充填	\$1,500 - \$3,000 プラス刑事報告
b. 他の武器(この中には鋭利な物件、棍棒状の品目、その他武器として使用可能な小火器以外の禁止品目も含まれます。)	\$250 - \$1,500
2. 損傷を与える化学薬品 – 一般制裁金	\$250 - \$1,500
3. 可燃物 – 一般制裁金	\$250 - \$1,500
4. 爆発物	
a. 雷管、ダイナマイト、手榴弾、プラスチック爆弾、その他あらゆる「高性能爆弾」	\$6,000 - \$10,000 プラス刑事報告
b. 弾薬(注: 検査される荷物の中の弾薬の例外 49 C.F.R. § 1540.111(d)を参照の事)。花火、あらゆる形体の照明弾、火薬 (注: 10 オンス (284 ミリリットル)標準包装を超える量に 関しては、処罰範囲 A の使用が正当化されます。)	\$250 - \$1,500

## B. 検査された荷物の中に発見される禁止品目に関し個人が犯す保安上の違反

適用される TSA 規制: 49 C.F.R. § 1540.111(c)

### 1. 武器

#### a. 小火器

i. 充填(又はアクセス可能な弾薬)	\$1,000 - \$2,000 プラス刑事報告
--------------------	------------------------------



ii. 非充填 – 及び無申告/適切な包装なし	\$500 - \$1,000
2. 可燃物 – 一般制裁金	\$250 - \$1,500
3. 爆発物	
a. 雷管、ダイナマイト、手榴弾、プラスチック爆弾、その他あらゆる「高性能爆弾」	\$6,000 - \$10,000 プラス刑事報告
b. 弾薬(注: 検査される荷物の中の弾薬の例外 (49 C.F.R. § 1540.111(d)を参照の事)。花火、あらゆる形体の照明弾、火薬 (注: 10 オンス (284 ミリリットル)標準包装を超える量に 関しては、処罰範囲 A の使用が正当化されます。)	\$250 - \$1,500

## C. 個人又は人による他の保安上の違反

1. 検問妨害 (49 C.F.R. § 1540.109 )	
a. 外的接触	\$1,500 - \$5,000
b. 外的接触なし	\$ 500 - \$1,500
c. 偽装脅迫	\$1,000 - \$2,000
2. 検問を受けずに安全区域へ侵入 (49 C.F.R. § 1540.107)	\$1,000 - \$3,000
3. 保安システム、手段、又は手続きの干渉、 妨害、変更、迂回の試み、あるいはある人を	\$2,500-\$6,000



保安システム、手段、又は手続きの干渉  
妨害、変更、迂回の試みの面で援助  
(49 C.F.R. § 1540.105(a))

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 4. 保安区域、AOA、SIDA、又は安全区域への立ち入り、存在、そこでの活動をコントロールするシステム手段又は手続きを遵守することなく、そういう区域へ侵入又はそこに存在すること<br>(49 C.F.R. § 1540.105(a)(2)) | \$1,000-\$3,000            |
| 5. 空港へのアクセス手段の不適切な使用<br>(49 C.F.R. § 1540.105(a)(3))  | \$1,000-\$3,000            |
| 6. 欺瞞行為及び意図的な偽証<br>(49 C.F.R. § 1540.103)   | \$2,500-\$6,000<br>プラス刑事報告 |
| 7. 操縦士認定書、認可、又は FAA ライセンスの検査拒否<br>(49 C.F.R. § 1540.113)  | \$1,000-\$3,000            |

以下の内容は、これだけに限定されるものではありませんが、違反が個人によりなされる場合によく経験する加重要因及び軽減要因のリストです。

## A. 加重要因

1. 意図的な隠蔽行為
2. 武器の数、又は爆発物及び可燃物の量
3. 武器、爆発物、又は可燃物の種類



4. 武器、爆発物、又は可燃物の誇示又は使用
5. 違反者の過去の違反記録
6. 違反者の経験レベル (例えば、空港の従業員や航空運送業社の従業員は訓練を受け、経験を積んでいます。)
7. 操作妨害の意図を示す証拠 (例えば、禁止品目を用いたシステムのテスト、禁止品目を廃棄するために退去を許された後それを持って安全区域に侵入しようとする試みなど)
8. 違反者の態度

## B. 軽減要因

1. 違反者による開示
2. 飛行の未経験
3. 違反者が未成年者の場合
4. 連邦、州、又は地方の法執行官により査定された他の処罰